

公 示 日：2024年2月7日（水）

調達管理番号：23a00936

国 名：モルドバ

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名：モルドバ国持続可能な農業開発アドバイザー業務

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：持続可能な農業開発アドバイザー
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年3月中旬から2026年2月下旬
- （2）業務人月：12.80
- （3）業務日数：

- ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 60日、整理業務 2日
- ・ 第2次 準備業務 0日、現地業務 70日、整理業務 2日
- ・ 第3次 準備業務 0日、現地業務 80日、整理業務 2日
- ・ 第4次 準備業務 0日、現地業務 80日、整理業務 2日
- ・ 第5次 準備業務 0日、現地業務 70日、整理業務 3日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

- （4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額

を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の 20% を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 20% を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
 - （２）見積書提出部数：１部
 - （３）提出期限：2024年2月21日（水）（12時まで）
 - （４）提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年3月4日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定しま

す。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	バリューチェーン開発に係る各種業務
対象国及び類似地域	モルドバ及び欧州地域
語学の種類	英語（※ルーマニア語ができればなお良い）

※英語のみならず、ルーマニア語に係る資格、経験、自己申告等があれば様式4-5（その1）に記載してください。その他学位、資格等で加点される場合があります。

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モルドバはその国土の約8割が肥沃な黒土に覆われており、農業開発の高いポテンシャルを有している。同国農業セクターは、同国の国内総生産の約1割を占め、労働力の65.6%（2020年）を雇用し、輸出額の45%を占めるなど、同国の雇

用・輸出において大きな位置を占める産業である。

モルドバはソビエト連邦崩壊後、計画経済下での集団農場（コルホーズ）・国营農場（ソフホーズ）を解体し、国が所有していた農地を住民に再配分した結果、営農経験が十分でない多数の小規模農家と少数の大規模農家が生まれた。50ha以上の農地を有する大規模農家は、広大な農地を耕作するための最新の農機設備を持ち、穀物や工芸作物を栽培し、また、専門家や農業資材業者から技術的アドバイスを受けている場合が多い。一方で、モルドバの農家の9割以上を占める小規模農家（平均耕作面積1～2ha）は、自家消費用または国内市場向けの穀物・園芸作物の生産を行っている。とりわけ小規模農家は慢性的な投資不足、人材不足、技術の不足もあり、農業生産の技術水準は西側諸国の水準にいまなお達していない。加えて近年は、気候変動による影響（干ばつの頻発）や、エネルギー価格の高騰、ロシアによる果物（リンゴ・ブドウ等）、野菜、ナッツの禁輸措置など外的要因による課題にも直面している。

モルドバ政府は『国家農業・農村開発戦略2023-2030』のなかで農産品の競争力強化を掲げており、民間セクターの参画のもと大・中規模の穀物生産を中心に農業機械や農業デジタル化（DX）技術が普及している。一方で、園芸セクターや小規模・零細農家においては、こうした先進的農業技術の普及が限定的であり、その結果生産性が低く、高付加価値化の面で改善の余地がある。

また、小規模農家（以下、零細を含む）は一般的に生産量が少なく、質が安定しない傾向にあり、生産した農作物は自家消費または地元の市場・仲買人に販売されるのが一般的であり、市場への安定供給源として課題を抱えている。降水量（冬季降雪量）の長期的な減少傾向に加え、近年は干ばつが頻発するなど、安定生産に資する補完的灌漑技術の必要性が高まっている上に、施設栽培の普及や気象予測の向上、収穫後処理技術・機材の普及、規格や品質の統一などを通じた農産品の高付加価値化、及び取引価格の安定化が主な課題である。

一方、一部の果樹作物（ブドウ・リンゴ・プラム・ワインなど）は比較優位・競争力を有しており、欧州など旧ソ連圏外への輸出が拡大するなど重要な外貨獲得源となっている。しかし、ジャガイモ、タマネギ、トマトなどの野菜は、価格・品質・安定供給の面で他国と比較して競争力が弱く輸入に依存している。特に野菜に関しては、従来から温暖な近隣国（トルコ等）からの輸入品に比べて生産コストの面で不利であったが、今般の肥料・エネルギー（ともに輸入品）価格の高騰によりその傾向が一層顕著になっている。また、畜産についてはソビエト連邦解体による家畜

の所有形態の個人化及び小規模化により質・量を伴う安定供給の体制が著しく弱体化した。この結果、これらの製品についてはウクライナ、ベラルーシ、ルーマニア、トルコなど近隣国からの輸入に依存する形となっているため、価格競争力と品質の向上に向けた構造的・技術的な取り組みが必要である。また、国内外への供給に必要なグローバル GAP などの農業認証制度の整備・強化も重要な課題である。

こうした状況のもと、モルドバ政府（農業食品産業省）は同国農業セクターのレジリエンス強化や、同国農家の生産性・収益性の向上に資する農業技術の導入に向けて日本の技術・ノウハウを活用するため、我が国にアドバイザー（持続可能な農業開発アドバイザー）の派遣を要請した。本事業の概要は以下の通り。

(1) プロジェクトサイト／対象地域名

モルドバ全土（トランスニストリア地域は除く。専門家の拠点はキシナウ市内）

(2) 事業実施期間

2024年3月～2026年2月（計24カ月）

(3) 事業実施体制

（配属先監督官庁）

農業食品産業省（Ministry of Agriculture and Food Industry）

（個別専門家配属先）

農業開発近代化機構（Agency for Development and Modernization of Agriculture : ADMA）

(4) その他特記事項

（安全対策）長期化するロシアによるウクライナ侵攻を受け、周辺国の情報収集を常時行い、専門家活動を安全に留意して計画・実施していく。

(5) 成果

- ① 農業セクターのバリューチェーン（VC）分析を通じて現状及び課題が特定され、先方実施機関を含む農業関係者に提示される。
- ② 特定された課題の解決に資する農業技術（機械・資材・デジタル技術、営農・栽培技術を含む）が農業関係者に共有される。
- ③ VCの課題解決に資する農業技術を活用した支援事業案が検討され、パイロット事業が実施される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、モルドバ国農業食品産業省の傘下にある農業開発近代化機構

(Agency for Development and Modernization of Agriculture : ADMA) ¹をカウンターパート (C/P) 機関とし、同機構の Executive Director 以下職員とともに、農業セクターのバリューチェーン (VC) 上の課題とその解決に資する農業技術等が特定され、VC 強化に向けた提言が行われることが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務・整理業務

- ① 第一次現地業務の開始前に、既存の JICA 報告書²、モルドバ政府作成の関連文書³、他の開発パートナー報告書等を参照し、モルドバ農業セクターの現状と課題を把握する。特に本業務で対象とする野菜・果物等の園芸作物について詳細に確認すること。また、小規模農家（以下、零細を含む）に焦点を当てること⁴。また、これまで日本が実施してきた協力（特に有償資金協力事業の「農業機械・設備近代化事業」）の概要を把握する。
- ② 上記①を踏まえ、現地における業務内容（契約期間全体分）をワークプラン（英文）として整理する。JICA 経済開発部、中東・欧州部、ウクライナ事務所による確認ののち、経済開発部に提出する。
- ③ 現地業務完了時に当該期間の業務結果を現地業務完了報告書として取りまとめ、また、次回現地業務の業務計画（ワークプラン）を更新し、JICA 経済開発部に報告・提出する。
- ④ 現地業務の開始にあたって、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

(2) 農業バリューチェーン分析

小規模農家、民間企業⁵、行政機関⁶、開発パートナー等への調査を行い、農産品・地域別に VC 分析を実施する。

- ① C/P 機関と協議の上、海外・国内市場への供給増加のポテンシャルを有する農産品・地域を複数選定する。農産品の選定においては、近年の輸出入の推移や貿易の動向、また、欧州への輸出の可能性も念頭に置くこと。（※プロ

¹ <https://adma.gov.md/en/>

² 「10. 特記事項」の「(2) 参考資料」を参照。

³ Moldova (2018) "[National Development Strategy Moldova 2030](#)"

⁴ 中規模農家（農地面積10ha以上）や大規模農家（同50ha以上）を除外するものではない。

⁵ 加工業者、流通業者、販売業者、農業資材業者、機械販売業者などを含む。

⁶ 農業食品産業省、農業補助管理機関（AIPA）、経済開発・デジタル省など、農業・貿易関連の官庁・行政機関。

ポーザルのなかで、候補となる農産品について提案すること。)

- ② 選定した農産品・地域ごとに、各 VC アクターや金融機関、NGO、研究機関、開発パートナー等に対して聞き取り調査を行い、VC 強化に向けた課題を明らかにする。想定される課題として、生産技術の低さや投資資金の不足、経営能力の不足、収穫後処理機材・設備の不足、エネルギー価格の高騰、適切な種子・肥料等の不足など様々なものが挙げられるが、特に各 VC のボトルネックとなっている課題を特定すること。
- ③ これまで他の開発パートナー等が実施・支援しているバリューチェーン強化のための事業⁷ の成功例や教訓を抽出する。
- ④ VC 分析の結果を農産品・地域別に整理し、対応策を検討する。整理した内容を C/P 機関と協議の上、最終化し、JICA 経済開発部、C/P 機関に提出する。

(3) 農業関係者のネットワーキング

- ① VC アクター間のビジネス関係の構築・強化を目的としたネットワーキングの場として、VC 強化に資する情報の発信や関係構築のためのビジネスマッチングを開催する（年間 2 回、実施形態はオフライン・オンラインのハイブリット型を想定）⁸。
- ② VC 分析の結果を踏まえ、VC 強化に資すると考えられる先進的な農業技術や資機材、認証、支援スキームを調査する。なお、こうした技術等はモルドバ国内に存在するものから欧州などの周辺国や日本の技術まで、導入可能性を考慮の上、幅広く検討する。例として以下の分野が想定される。
 - (i) 農業機材・設備：資金制約等が原因で生産性の向上に資する農業機材・設備の導入が進んでいない。C/P 機関である ADMA が実施している補助金や融資のスキーム⁹ の活用も検討の上、適切な資機材を検討する。
 - (ii) IoT・デジタル技術：気象観測装置やセンサー等を設置することにより、営農管理や収量予測を行うツールが一部の大規模農家において導入さ

⁷ UNDP等が支援する“EU4Moldova: Focal Regions”プログラムやUSAIDが実施している“Rural Competitiveness and Resilience Activity (RCRA)”、“Moldova Agricultural Competitiveness Project (MACP)”など。

⁸ ネットワーキングを促進する背景として、モルドバの農業事業者は資金制約のため設備投資が困難であり、また、先進的なテクノロジーを受容する機会が不足している状況がある。さらに、VC アクター間の取引関係の希薄さや価格交渉力の不足により、生産規模の拡大や品質の向上が阻害されている。農業技術やアクター間の関係性向上により、VC強化を達成する。

⁹ 有償資金協力事業『農業機械・設備近代化事業』による回転資金の活用を含む。

れている。小規模農家などほかの農業事業者でも導入可能なツールや VC アクター間取引の円滑化に資する技術の導入を検討する。なお、C/P 機関が現地の農業系大学と運営するデジタル技術普及の実証事業¹⁰ があり、本業務での連携が期待される。

(iii) 農業認証の取得：農産品の海外輸出や国内大手小売業者への販売においてグローバル GAP や ISO 認証の取得、品質管理が求められる場合が多いが、こうした認証を取得している農業事業者は限定的である。農業認証の取得や品質管理能力の向上を通じた VC 強化の可能性を検討する。

(iv) 小規模灌漑設備：近年モルドバでは気候変動の影響により干ばつが頻発しており、効率的な水利用や節水技術が課題になっている。圃場レベルで導入可能な設備を検討する。

③ 上記で調査した内容を農業関係者に対してオンラインセミナー等を通じて発信するとともに、農業技術等が導入されている圃場の視察や能力強化に向けた研修受講を促進する¹¹。

(4) VC 強化に向けたパイロット事業の実施

① VC 分析の結果と、利用可能な農業技術を踏まえて農産品・地域別に VC アクターへの支援事業案を複数検討・提案する。

② 支援事業案のうち、取り組みやすさと即効性を基準に特に有望な支援策について実施計画を C/P 機関と協議し、C/P 機関の体制・予算を考慮した上でパイロット事業を実施する¹²。

③ パイロット事業の実施結果に基づいて、VC 強化に向けた提言を行う。

(5) 今後の協力方針の検討

① VC 分析、ネットワーキング、VC 強化に向けた提言を踏まえて、今後 JICA がどのような農業支援を実施すべきか方向性を検討する。特に本業務及び実施中の農業機械・設備近代化事業（有償資金協力事業）の成果をもとに具体

¹⁰ C/P機関のADMAは、モルドバ工科大学や農業民間企業と共同で農業デジタル技術や先進的な設備の実証や教育活動を実施している。プラットフォームの名称は、“AgroTech Park”

¹¹ 現時点で特定の圃場や研修は想定されていないものの、前述のAgroTech Parkが設置されているモルドバ工科大学の圃場や施設、同大学が実施中の研修との連携が想定される。

¹² パイロット活動の内容は、セミナーや研修の開催、資機材の導入等を想定するが、具体的な内容は本業務開始後、VC調査結果を踏まえて提案すること。なお、活動を実施するための予算として、セミナー等実施関連費や機材費を計上する（「9. 見積書作成に係る留意点」を参照）。

的な提案を行うこと。

- (6) 専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。なお、今後の JICA の協力方針は、和文のみに記載すること。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- (1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。英文で作成し、電子データで JICA 経済開発部、中東・欧州部、ウクライナ事務所、C/P 機関に提出する。

- (2) 現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び英文。和文及び英文で作成し、電子データで JICA 経済開発部、中東・欧州部、ウクライナ事務所、C/P 機関に提出する。

ただし、最終現地業務結果報告書は以下の(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

- (3) 専門家業務完了報告書

2026年2月27日(金)までに提出。

業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部、中東・欧州部、ウクライナ事務所に電子データで提出し、報告する。また、業務完了報告書（英文）を JICA 経済開発部、C/P 機関に電子データで提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上して下さい。

（２） 一般業務費及び機材費

本件業務は、臨時会計役を委嘱することのできる JICA 拠点が存在しないモルドバでの業務となることから、以下の一般業務費及び機材費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費と機材費に計上して下さい。

・ 特殊傭人費（ローカルコンサルタント・通訳）：	3,000 千円
・ 車両関連費（通勤を除く業務用）：	3,000 千円
・ セミナー等実施関連費（ワークショップ等開催）：	2,000 千円
・ 旅費・交通費（ローカルコンサルタント用）：	2,000 千円
・ 雑費（携帯電話通信費）：	120 千円
・ 機材費	5,000 千円

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案して下さい。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。ただし、「9. 見積書作成に係る留意点」に記載の通り、一般業務費を活用してのローカルコンサルタントの傭上を想定しています。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：なし（※送迎会社の情報共有可）

イ) 宿舎手配：なし（※現地ホテルの情報共有可）

ウ) 車両借上げ：なし（※車両借上げの情報共有可）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：ADMAにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・モルドバ国農業セクター情報収集・確認調査最終報告書（2017年）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12345625.pdf>

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウクライナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 本業務の実施において機材等を調達する際は、『コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン』の最新版を十分に参照してください。

以上